

# 水産加工振興資金

1 制度の趣旨

水産加工業者等の経営基盤の強化及び事業の安定向上を促進するために必要な低利の運転資金を融資する制度です。

2 融資対象者

(1) 原魚、加工資材共同購入資金及び製品共同販売資金

- ① 水産業協同組合法に基づく漁業協同組合及び水産加工業協同組合
- ② 中小企業等協同組合法に基づく水産加工協同組合及び北海道水産物加工協同組合連合会

(2) 秋さけ加工促進資金

加工原魚として秋さけを使用する①～③の者で、ア及びイの要件を満たすもの

- ① 水産業協同組合法第10条第1項に規定する水産加工業を営む者（資本の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える者を除く）
- ② 水産業協同組合法に基づく漁業協同組合、水産加工業協同組合及び北海道漁業協同組合連合会
- ③ 中小企業等協同組合法に基づく水産加工協同組合及び北海道水産物加工協同組合連合会

(要件) ア 秋さけの購入量が直近事業年度に対し、おおむね4%以上の増加が見込めること。ただし、全加工原魚の購入額に対する秋さけ購入額の割合が、75%を超える者は直近事業年度の秋さけ購入量を下回らないことが見込めること。

イ 加工原魚となる秋さけが北海道産であること

(3) ほたてがい加工促進資金

(2) と同じ。ただし、(2) において「秋さけ」とあるのは「ほたてがい」と読み替えること

3 融資機関

信漁連、商工中金、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合及び漁業協同組合（漁業協同組合は秋さけ加工促進資金及びほたてがい加工促進資金に限る）

4 制度のしくみ

